

平成 29 年 8 月 9 日改正

令和 3 年 6 月 1 日改正

令和 8 年 4 月 1 日改正

静岡県立大学研究倫理審査委員会迅速審査に関する内規

1 目的

この内規は、静岡県立大学研究倫理委員会規程第 5 条の規定に基づき迅速審査を行う場合に必要な事項を定める。

2 迅速審査の対象

次に掲げるいずれかに該当する審査について、迅速審査を行うことができる。

- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」第 6 の 2 (5) に規定する倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) 継続審査となった申請に関する審査

3 迅速審査の方法

- (1) 迅速審査の対象 (1) ～ (4) について、迅速審査を行うかどうかは、委員長、委員長代行及び委員長が指名する委員の計 3 名で決定する。
- (2) 委員長が部局審査を必要と認めた場合には、速やかに部局審査を行う。
- (3) 迅速審査は、委員全員（学外の学識経験者委員を除く。）による書面審査で行う。ただし、迅速審査の対象 (5) については、委員長及び 2 名以上の委員による書面審査とする。
- (4) 委員長は、迅速審査を行った場合には、その結果を次回開催する委員会で報告する。